

第 5 0 号議案

足立区保塚町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 6 月 1 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区保塚町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な市街地環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第 2 条 この条例の適用を受ける区域は、平成 1 5 年足立区告示第 1 3 6 号に定める東京都市計画地区計画保塚町地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち地区整備計画が定められた区域内とする。

(建築物の用途の制限)

第 3 条 前条に規定する地区計画の区域に係る地区整備計画において区分された地区（以下「地区の区分」という。）内においては、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第 4 条 建築物の敷地面積は、8 3 . 0 平方メートル以上でなければならない。ただし、区長が良好な居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の規定の施行の際、現に建築物の敷地として使

用されている土地で、同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地については、その全部を1の敷地として使用する場合には適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(壁面の位置の制限)

第5条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離の最低限度(以下「外壁の後退距離」という。)は、別表の地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値とする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 外壁面から突出した開口部で床面積として算定されない部分

(2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、外壁の後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が5平方メートル以内の物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの

(3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫

(垣又はさくの構造制限)

第6条 建築物に付属する塀で道路に面する部分の構造は、当該道路面より0.6メートルを超える高さの部分について、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造としてはならない。ただし、法令等の制限上やむを得ないものは、この限りでない。

(総合的設計による 1 団地の建築物の取扱い)

第 7 条 1 団地内に 2 以上の構えを成す建築物を総合的設計によって建築する場合において、法第 8 6 条第 1 項の規定により特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第 4 条の規定を適用する場合においては、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 8 条 この条例において「基準時」とは、法第 3 条第 2 項の規定により第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。

2 法第 3 条第 2 項の規定により第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定の適用を受けない建築物について、増築及び改築に係る部分の床面積の合計(当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に 2 以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計)が 50 平方メートルを超えず、かつ、基準時における床面積の 2 分の 1 を超えない場合においては、当該建築物のうちこれらの規定に適合しない既存部分について、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定は適用しない。

3 法第 3 条第 2 項の規定により第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定は適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第 9 条 区長がこの条例の各規定の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した建築物又は建築物の敷地については、その許可の範囲内において、当該各規定は適用しない。

(委任)

第 1 0 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

(罰則)

第 1 1 条 次の各号のいずれかに該当するものは、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第 4 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主(建築物を建築した後当該建築物の敷地を分割したことによって、第 4 条第 1 項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者)

(2) 第 3 条又は第 5 条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

2 前項第 2 号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して前項の刑を科する。

第 1 2 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条、第 5 条関係)

	ア	イ
地区の区分	建築物等の用途の制限	壁面の位置の制限
住宅地区		0.6m ただし、地区計画の計画図(以下「計画図」という。)3に示す道路境界より1mの壁面後退の区域にあっては

		1 mとする。
沿道地区 1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する「店舗型風俗特殊営業」を営む建築物	計画図3に示す壁面後退の数値
沿道地区 2	風営法第2条第1項第8号に規定する「風俗営業」を営む建築物及び同条第6項第4号に規定する「店舗型風俗特殊営業」を営む建築物	計画図3に示す壁面後退の数値

（提案理由）

建築基準法の規定に基づく地区計画を実施する必要があるため、この条例案を提出いたします。